

岩手県身体障がい者体育館利用料金表

※朱書きは料金改正があったもの

[令和8年4月1日から適用]

区 分			普通利用料金				特別利用料金
			全館貸切使用 ※ 1時間までごとに	体育室		個人使用 (1人あたり) 4時間 までごとに	
				貸切使用 (2区分) 1時間 までごとに	区分使用 (1区分) 1時間 までごとに		
入場料等を 徴収しない 場合	アマチュアス ポーツに使用 する場合	学生・生徒	990	1,120	560	90	
		一般	1,980	1,980	990	100	
	その他の催しに使用する場合	5,820	5,820	2,910	/		
入場料等を 徴収する場 場合	アマチュアス ポーツに使用 する場合	学生・生徒	1,640	1,640	820	/	
		一般	2,760	2,760	1,380	/	
	その他の催しに使用する場合	9,120	9,120	4,560	/		
第3条の規定による許可を受けた場合の 使用料（物品販売行為等）			1人1時間までごとに250円				

休日割増料
日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定す 休日、12月29日から31日までの日並びに1月2日及び3日に、その他の催しに使用する場合には、普通使用料金の額の2割に相当する額（100円未満の端数は、切り上げる。）を別に徴収する。

※全館貸切使用（体育室貸切使用〔2区分〕とトレーニング室使用）の場合には、上記普通使用料に加えて付属施設のトレーニング室の使用料金（1時間までごとに220円）が発生します。

備考 「入場料等を徴収する場合」とは入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これらに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とはそれ以外の場合をいう。

附属の施設又は設備の利用料金

[令和8年4月1日から適用]

区 分	アマチュアスポーツに 使用する場合	その他の催しに 使用する場合
トレーニングルーム	220円	440円
バスケットボール用具	150円	320円
バレーボール用具	40円	70円
バドミントン用具	40円	70円
卓球用具	70円	140円
テニス用具	50円	90円
ハンドボール用具	40円	100円
フットサル用具	40円	100円
いす（1人用）	20円	50円
机	40円	70円

電気料及び暖房料

[令和8年7月1日から適用]

区 分		1時間までごとに	
		電 気 料	暖 房 料
		夏季7~9月	その他季
体育室	全館貸切使用	640円	1,110円
	うち水銀灯のみ	290円	
	区分使用	320円	550円
	うち水銀灯のみ	140円	
	個人使用	60円	110円
	うち水銀灯のみ	30円	
トレーニングルーム		10円	80円
摘 要		1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。	